改　5.457A　5925-6425MHz及び14-14.5GHzの周波数帯においては、船上地球局は、固定衛星業務の宇宙局と通信することができる。この使用は、決議第902(WRC-03)に従うものとする。ただし、5925-6425MHzの周波数帯において、固定衛星業務の宇宙局と通信を行う船上地球局は、沿岸諸国から公認された低潮線から少なくとも330km離れた位置であれば、あらゆる主管庁との事前の合意なしに最小口径1.2mの送信アンテナを使用及び運用することができる。決議第902(WRC-03)の他の規定全てを適用する。

改　5.457B　5925-6425MHz及び14-14.5GHzの周波数帯においては、船上地球局は、決議第902(WRC-03)の規定に含まれる特性及び条件下で、アルジェリア、サウジアラビア、バーレーン、コモロ、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、リビア、モロッコ、モーリタニア、オマーン、カタール、シリア、スーダン、チュニジア及びイエメンにおいて、二次的基礎の海上移動衛星業務で運用することができる。この使用は、決議第902(WRC-03)の規定に従うものとする。

改　5.457C　第二地域（ブラジル、キューバ、フランス海外県、グアテマラ、メキシコ、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラを除く。）では、5925-6700MHzの周波数帯は、航空機局による飛行テストのための航空移動テレメトリに使用することができる（第1.83号参照）。この使用は、決議第416(WRC-07)に従い、固定衛星業務及び固定業務に有害な混信を生じさせてはならない。また、これらの業務からの保護を要求してはならない。この使用は、移動業務の他のアプリケーションや、この周波数帯に同等の優先度で分配されている他の業務による使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。

削　5.458C

改　5.459　付加分配：ロシアでは、7100-7155MHz及び7190-7235MHzの周波数帯は、第9.21号に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で宇宙運用業務（地球から宇宙）にも分配する。7190-7235MHzの周波数帯において、地球探査衛星業務（地球から宇宙）に関して、第9.21号は適用しない。

改　5.460　深宇宙に係る宇宙研究業務（地球から宇宙）システムによる電波の発射は、7190-7235MHzの周波数帯に影響を与えてはならない。7190-7235MHzの周波数帯で運用する宇宙研究業務の静止衛星は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、第5.43A号の規定は適用しない。

追　5.460A　地球探査衛星業務（地球から宇宙）による7190-7250MHzの周波数帯の使用は、宇宙機の運用のための追尾、遠隔測定及び遠隔指令に限る。7190-7250MHzの周波数帯の地球探査衛星業務（地球から宇宙）の宇宙局は、既存及び将来の固定業務及び移動業務の局からの保護を要求してはならず、かつ、第5.43A号は適用しない。第9.17号を適用する。加えて、固定業務及び移動業務の既存及び将来の置局の保護を確保するために、非静止衛星軌道又は静止衛星軌道にある地球探査衛星業務の宇宙機を支援する地球局の位置は、隣接する国々との国境から最低でもそれぞれ10km及び50kmの距離を維持しなければならない。ただし、該当する主管庁間でより短い距離での置局について別に合意がなされた場合を除く。

追　5.460B　7190-7235MHzの周波数帯で地球探査業務（地球から宇宙）を運用している静止軌道上の宇宙局は、既存及び将来の宇宙研究業務を行う局からの保護を要求してはならず、かつ、第5.43A号の規定は適用しない。

改　7250-8500MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
7300-7375	固定	
	固定衛星（宇宙から地球）	
	移動（航空移動を除く。）	
	5.461	
7375-7450	固定	
	固定衛星（宇宙から地球）	
	移動（航空移動を除く。）	
	海上移動衛星（宇宙から地球）　5.461AA 5.461AB	
7450-7550	固定	
	固定衛星（宇宙から地球）	
	気象衛星（宇宙から地球）	
	移動（航空移動を除く。）	
	海上移動衛星（宇宙から地球）5.461AA 5.461AB	
	5.461A	
7550-7750	固定	
	固定衛星（宇宙から地球）	
	移動（航空移動を除く。）	
	海上移動衛星（宇宙から地球）5.461AA 5.461AB	
…		

追　5.461AA　海上移動衛星業務による7375-7750MHzの周波数帯の使用は、静止衛星網に限る。

追　5.461AB　7375-7750MHzの周波数帯において、海上移動衛星業務の地球局は、固定業務及び移動業務（航空移動業務を除く。）の局からの保護を要求してはならない。また、これらの局の使用と発展を妨げてはならない。第5.43A号の規定は適用しない。

改　8500-10000MHz

業務に対する分配		
第一地域	第二地域	第三地域
…		
9200-9300	地球探査衛星（能動）　5.474A 5.474B 5.474C	
	無線標定	
	海上無線航行　5.472	
	5.473　5.474　5.474D	
…		
9900-10000	地球探査衛星（能動）　5.474A 5.474B 5.474C	
	無線標定	
	固定	
	5.474D 5.477 5.478 5.479	

改　5.468　付加分配：サウジアラビア、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、ブルンジ、カメルーン、中華人民共和国、コンゴ共和国、ジブチ、エジプト、アラブ首長国連邦、ガボン、ガイアナ、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、マレーシア、マリ、モロッコ、モーリタニア、ネパール、ナイジェリア、オマーン、ウガンダ、パキスタン、カタール、シリア、朝鮮民主主義人民共和国、セネガル、シンガポール、ソマリア、スーダン、スワジランド、チャド、トーゴ、チュニジア及びイエメンでは、8500-8750MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務にも分配する。